

函館市地域支え合い推進協議体設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市生活支援体制整備事業実施要綱に規定する第1層協議体である「函館市地域支え合い推進協議体」(以下「協議体」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議体は、第1層生活支援コーディネーターの活動を支援し、地域における住民主体の助け合い活動等の仕組みを共に創出・充実することを目的とする。

(役割)

第3条 協議体の役割は、次のとおりとする。

- (1) 目指す地域像の意識統一
- (2) 既存の地域資源の把握
- (3) 地域ニーズの把握および地域課題の抽出
- (4) 住民主体の助け合い活動等の創出・充実

(組織)

第4条 協議体の委員は、次に掲げる構成団体等をもって組織し、市長が指定する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域包括支援センター関係者
- (3) 特定非営利活動法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の生活支援等サービスを提供する事業主体の関係者
- (4) 第1層生活支援コーディネーター
- (5) 前号で掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長等)

第6条 協議体の会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議体の事務を総理し、協議体を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、副会長としてその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議体の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議体の会議の議長となる。
- 3 協議体の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議体の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(個人情報等の保護)

第8条 協議体の委員は、会議を通じて知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議体の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議体の運営に関し必要な事項は、会長が協議体に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。